

## 1 計画の概要

本編 P 1～

## 背景と目的

核家族世帯の増加、人口減少に伴う少子高齢化が加速したことで、本市においても空家等が年々増加しています。適切に管理されていない空家等は、火災の危険性や倒壊のおそれ、公衆衛生の悪化等多くの問題を生じさせる要因となり、空家等の増加に伴い、これらの問題は一層深刻化していくことが懸念されます。

このような状況の中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が施行されました。

本市においては、平成29年9月に「坂出市空き家等対策の推進に関する条例」を施行し、平成30年3月に空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、「坂出市空家等対策計画」を策定しました。このたび社会経済情勢に的確に対応するため、中間年度として本計画の見直しを行うものです。

## 基本事項

- 〈計画の位置付け〉 法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」
- 〈計画の期間〉 平成30年度～令和7年度（令和3年度中間見直し）
- 〈計画の対象地区〉 坂出市全域
- 〈対象とする空家等〉 空き住宅、空き店舗等およびその跡地  
(市所有のものを含む)

## 〈空家等の定義〉

## 【空家等】

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）のことをいいます。

## 【特定空家等】

- 空家等のうち、次の状態にあるもの
- ① 放置すれば倒壊等の恐れのある状態
  - ② 著しく衛生上有害な状態
  - ③ 著しく景観を損なっている状態
  - ④ その他放置することが不適切である状態

## 2 空家等の現状と課題

本編 P 4～

## 空家等の現状

	総数	A	B	C	D	E
令和3年	2,477	505	595	1,211	114	52
平成28年	2,177	959	432	676	76	34

## 課題

## 〈課題1〉空家等の発生抑制

現存する空家等への対策だけでなく、新たな空家等の発生を未然に防ぐためにも、居住中から所有者等としての意識の涵養に努めることが必要。

## 〈課題2〉空家等の適正管理と市民の安全・安心

空家等の管理は所有者等において行うことが原則であり、空家等の所有者等に対し、管理手法の周知啓発、行政の支援制度の情報提供を行い、適切な管理を促進する。

## 〈課題3〉空家等の利活用の推進

空家等が増加することによって、地域の活力等の低下につながる。そのため、本市のまちづくりの方向性と調和させつつ、空き家バンクの活用推進を含め、利用可能な空家等の所有者等への意向調査を実施し、空家等の利活用の促進を図る。

## 〈課題4〉庁内関係各課および関係団体との連携

空家等の問題については多岐にわたることから、庁内関係各課との連携体制だけでなく、他の関係行政機関、民間事業者、専門家等との協力体制の整備が必要。

## 3 空家等対策の基本的な方針

本編 P 12～

## 基本理念

- 計画の実現に向けた所有者等、市、市民、自治会等の住民組織や事業者との連携
- 市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応

## 取組方針

以下の6つの基本的な取組方針により、総合的かつ計画的に空家等対策を実施します。



(1) 空家等発生の未然防止

(2) 管理不全な空家等の発生抑制

(3) 空家等の利活用の推進

(4) 空家等への初動対応と特定空家等に対する措置

(5) 空家等に対する効果的な支援

(6) 相談・実施体制の整備

(1) 空家等発生の未然防止 P13～

- 市広報誌や市ホームページ、パンフレットの配布等による周知啓発
- 市政出前講座による市民団体等への講習の実施
- 市役所における各種手続きや通知時を利用した働きかけ
- 香川県司法書士会との協定締結により設置した法律や相続等に関する相談窓口、相談会の周知、利用促進
- (公社)香川県宅地建物取引業協会との協定締結により設置した空家等の管理・処分の方法などを相談できる窓口の周知、利用促進

(2) 管理不全な空家等の発生抑制 P14～

- (再掲)市広報誌や市ホームページ、パンフレットの配布等による周知啓発
- (再掲)香川県司法書士会との協定締結により設置した法律や相続等に関する相談窓口、相談会の周知、利用促進
- (再掲)(公社)香川県宅地建物取引業協会との協定締結により設置した空家等の管理・処分の方法などを相談できる窓口の周知、利用促進
- 空家等管理事業者登録・紹介制度の周知、利用促進
- ふるさと納税の返礼品による空家管理の周知、利用促進
- 空家等の所有者等へ意向調査を実施し、適正管理の周知および利活用の促進

(3) 空家等の利活用の推進 P16～

- 空き家バンク活用の促進
- 移住促進・空き家改修補助金事業の促進
- 地域、NPO等が主体の空家等利活用に対する情報提供
- 商店街に立地する空き店舗や事業所(事務所)の利活用促進のための支援策を検討
- (再掲)空家等の所有者等へ意向調査を実施し、適正管理の周知および利活用の促進

(4) 空家等への初動対応と特定空家等に対する措置 P17～

- 所有者等への適正管理の依頼・情報提供
- 相談等があった空家等に関する調査
- 特定空家等の措置等
- 緊急安全措置の実施

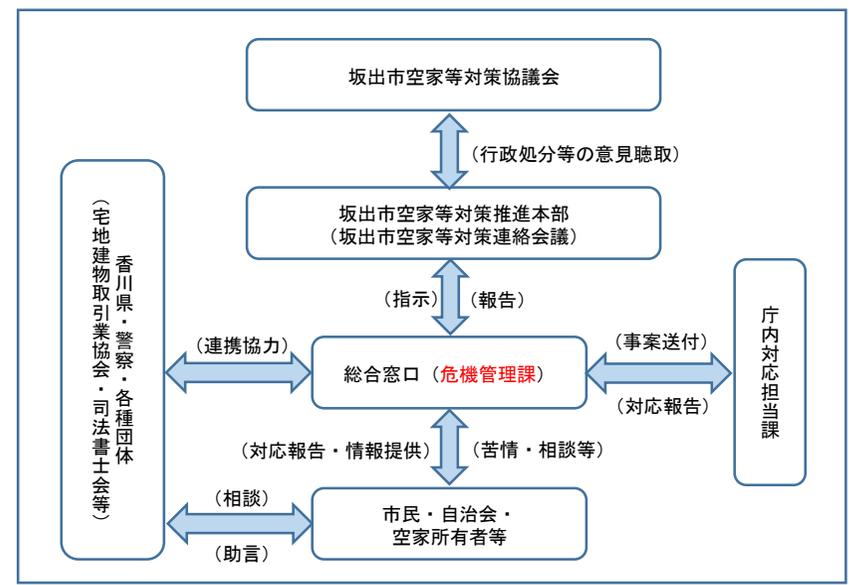
(5) 空家等に対する効果的な支援 P25～

- 老朽危険空き家除却支援事業の推進
- 自主的に除却を行う所有者等や地域が、除却跡地を子どもたちの遊び場、公共に資する防災空き地等として利用する場合の、空家等の除却や跡地整備への支援の検討
- 不動産に関する専門的な知識やノウハウ等を有する民間団体などと協定を締結し、所有者等の同意のもと、空家等に関する情報の提供制度を構築するなどの連携した取組の推進

(6) 相談・実施体制の整備 P26～

- 総合窓口の設置
- 坂出市空家等対策協議会
- 坂出市空家等対策推進本部(坂出市空家等対策連絡会議)
- 関係団体との連携
- 空家等データベースの更新

〈空家等対策相談実施推進体制〉(イメージ図) (R4.4～)



5 計画の進行管理 本編 P 30～

計画の見直し方針  
法令や国の補助制度の動向や社会情勢の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを実施。

**坂出市空家等対策計画**

発行年月日：平成30年3月 発行：坂出市危機管理課  
 中間見直し：令和4年月 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号